

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 7 月 1 日～ 令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標：計画期間中に、1 名以上の育児休業等の取得を目指すとともに、育児休業等を
取得しやすい職場環境を整備する。

<対策>

- 令和 8 年 7 月～ 育児休業等相談窓口を運用
- 令和 8 年 7 月～ 各プロジェクトにおける休業者の業務カバー体制の検討
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など)・実施

目標 2：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均が毎月 20 時間未満と
する。

<対策>

- 令和 8 年 7 月～ 各プロジェクトにおける問題点の検討及び定期フォローの実施